

令和2年度 実行計画 事業(案)一覧 都市経営会議(令和2年8月4日・5日開催分)
 ※【確定】査定結果及び事業内容

◆事業の「位置付け」
 ①所信表明・市政運営方針を具体化する事業
 ②所管業務に係る課題等に対応する事業
 ③法令や国・府の制度変更等に対応する事業

●施策目標6. 誰もがいつまでも心身ともに健康に暮らせるまち

事業名	事業区分	位置付け	担当部名	担当課名	査定結果	査定説明	事業の内容					概算事業費(千円) 令和2年度～令和5年度	
							概要	具体的な取り組み					
								令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
市民の健康を支える地域拠点整備事業	拡充	①	健康福祉部	地域健康福祉室 健康副総合相談担当	【○】B	平成29年12月北部支所内に「すこやか健康相談室 北部リーフ」を開設。保健師6人が常駐し、各種業務や市民からの相談、地域・関係機関からの出前健康教育や健康相談に対応。管理栄養士、心理相談員等は必要な業務を実施するときに随時出向く。 業務内容：①妊娠届受付②家庭訪問③母乳相談④乳幼児発達相談⑤栄養相談⑥健康相談⑦出前健康講座⑧健康手帳の交付⑨地域の子育て情報、保育所(園)・幼稚園等施設情報、高齢者に関する情報の提供等国が法定化した「子育て世代包括支援センター」としても位置づける。 【拡充(令和2年度9月補正)】平成29年12月に地域相談拠点として開設した「すこやか相談室(北部リーフ)」において、子育て世代を中心に健康に関する相談や支援、健康問題の予防活動を実施しているが、新たに福祉に係る相談機能を付加し、住民が身近で健康・福祉などに関するあらゆる相談を受け付ける体制に拡充する。 また、名称を「すこやか相談室(北部リーフ)」から「健康福祉相談センター(北部リーフ)」に改める。	①妊娠届受付 ②家庭訪問 ③健康相談、健康講座による ④地域の子育て支援に関する情報提供 ⑤関係機関との連携会議 ⑥高齢者の施設や施策についての情報提供 ⑦福祉に関する相談 ※①から⑥は平成29年度より実施。 ⑦の相談機能を付加することで、健康と福祉に関する複合的な課題に対して、各機関・窓口と連携するワンストップ窓口に変更。	→推進	→推進	→推進	5,760		

●施策目標17. 誰も文化芸術やスポーツなどに親しみ、学び感動できるまち

事業名	事業区分	位置付け	担当部名	担当課名	査定結果	査定説明	事業の内容					概算事業費(千円) 令和2年度～令和5年度	
							概要	具体的な取り組み					
								令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
新型コロナウイルス感染症対策事業(電子書籍充実事業)	新規	②	総合教育部	中央図書館	【庁内協議】C	コロナ禍における新しい生活様式の定着に向けた図書館のあり方について、第4次グランドビジョンで検討のうえ取り組みを進めること。 Wi-Fi環境を中央図書館全フロアで整備し、既存の図書館システムと連携した電子書籍システムを導入することで、非来館型・非接触型サービスを提供する。	機器を導入し、Wi-Fiの環境を整え、電子書籍を約3,000タイトルを購入し、市民の利用に供する。	継続してWi-Fi環境を市民に提供した上で、新たに500タイトル電子書籍を購入する。	→推進	→推進	35,900		
録音図書利用促進事業	新規	②	総合教育部	中央図書館	【庁内協議】C	コロナ禍における新しい生活様式の定着に向けた図書館のあり方について、第4次グランドビジョンで検討のうえ取り組みを進めること。 中央図書館にデジタイゼーション再生機器(7台)とCDデュープリケータ(コピー機)を設置し、来館した視覚障害者等の読書支援を行うとともに、デジタイゼーション再生機器をもたない利用者に録音図書とともに貸出を行う。	デジタイゼーション再生機器及び関連機器を購入。	→推進	→推進	→推進	466		
市駅前サービスポイント移設事業	新規	②	総合教育部	中央図書館	【庁内協議】C	現在、ラポールひらかた1階に設置している駅前サービスポイントでは、蔵書を置くスペースがないため、予約資料の受渡しのためのサービスを行っている。利用する市民や地域の代表者、市議会からは、書架などを置いてその場で本を手にとって読めるようにすべきとの声を多数いただいている。 令和3年度からは「福祉関連情報提供」「福祉情報相談員による相談受付」を実施しているラポールひらかた4階福祉図書コーナーにおいて、図書館資料の閲覧や貸出による情報提供を実施しサービス拡大を図る。 あわせて、福祉図書コーナー所蔵資料以外の福祉関係資料を求めている市民に中央図書館等からの資料提供を図るなど、福祉図書コーナーのスペースを活用して連携しながらサービス提供を図る。	・ラポールひらかた所管課(健康福祉総務課)と協議。 ・健康福祉総務課は次年度の指定管理者選定に係る作業実施。 ・ネットワーク回線の移設工事を行うとともに、蔵書を置くためのブックトラックを10台購入する。	「福祉関連情報提供」「福祉情報相談員による相談受付」を実施しているラポールひらかた4階福祉図書コーナーにおいて、図書館資料の閲覧や貸出による情報提供を実施する。	→推進	→推進	→推進	1,098	

●施策目標20. いきいきと働くことのできるまち

事業名	事業区分	位置付け	担当部名	担当課名	査定結果	査定説明	事業の内容					概算事業費（千円） 令和2年度～令和5年度	
							概要	具体的な取り組み					
								令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度
生活困窮者自立支援事業	拡充	②	健康福祉部	地域健康福祉室 健康副総合相談担当	【○】B	要支援者に対する支援内容やその運用方法について、引き続き検証を行うこと。 生活困窮者に係る相談を受け、関係機関と連携し、継続的・寄り添い型の対応を通じて、自立に向けた包括的な支援を行う。生活困窮者が抱える課題の評価・分析を行い、自立に向けたプランの作成。ハローワーク枚方や枚方市社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、就労支援等の自立に向けた支援を行う。	・（自立相談支援事業）生活困窮者からの相談を包括的に受け、関係機関と連携しながら継続的・寄り添い型の支援を行い、自立を支援する。 ・（住居確保給付金）離職等により居住する住居を失った、または失うおそれがある者に対して、常用就労に向けた就職活動を行なう等、一定の要件を満たす場合に、家賃相当分の住居確保給付金を支給することで、住宅と就労機会の確保を図り、自立を支援する。 ・（一時生活支援事業）住居を持たない方、またはネットカフェ等の不安定な住居形態にある方に対して、一定期間、宿泊場所や食事の提供を行う。 ・（就労準備支援事業）一般就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、就労にむけた動機づけや基礎能力の形成のための訓練を行うことで、日常生活自立、社会生活自立及び就労自立に向けた段階的な支援を行う。 ・（家計改善支援事業）家計状況の根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、家計再建に向けたきめ細かな助言や関係機関への橋渡しを行い、生活再生を支援する。 【拡充（令和2年度9月補正）】 新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって、住居を喪失する方が急増しており、そのような方に対して生活困窮者自立支援制度の一時生活支援事業を適用し、宿泊場所と食の供与等を実施している。宿泊場所へ移動するための交通費を持たない方で、生活福祉担当が実施する法外保護資金支給の対象とならない生活困窮者のための移送費を確保する。 同時にコロナ禍においては、食糧支援を求めるケースも増えており、そのようなケースに対処できるようにする。	→推進	→推進	→推進	→推進	→推進	36,228

●推進計画1. 市民との情報の共有化を進めます

事業名	事業区分	位置付け	担当部名	担当課名	査定結果	査定説明	事業の内容					概算事業費（千円） 令和2年度～令和5年度			
							概要	具体的な取り組み							
								令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度		
枚方市ボランティア表彰	変更	②	市長公室	市民活動課	【○】B	市内のボランティア活動の状況を把握する等、制度の目的を達成するために引き続き必要な検証を行うこと。また、市内における制度の周知をさらに進めること。 ボランティア活動を行っている団体や個人の労をねぎらい、今後の活躍を期待し促進するために市長表彰を行う。	市議会や地域から活動年数の要件を緩和し、多くの市民を表彰していくべきであるとの意見をうけ、「活動年数10年」について、5年に緩和する見直しを行うとともに、新たに枚方市ボランティア表彰要綱として制定する。					ボランティア活動を通じて社会に貢献をしている個人・団体に対する表彰を引き続き行う。	→推進	→推進	776
ひらかたポイント事業	拡充	①	健康福祉部	健康福祉総務課	【○】B	・市が実施する健康・高齢者・アンケート・届出・ボランティア等の分野に関する事業等への参画や、市が指定する検診等を受診した市民に対して、ポイントというインセンティブを付与し、市内の店舗等でそのポイントを利用できる制度を構築する。また、ポイントにあっては、市からの付与以外に協力店舗からのポイントも付与できるシステムとすることで、ポイント制度に広がりを持たせるとともに、地域経済の活性化にも繋がるよう制度構築を行う。 ・平成31年1月15日から運用を開始。第5次総合計画での重点的に進める施策から、健康・長寿・子育てに係る7つの事業でのポイント付与対応を開始した（ひらかたカラダづくりトライアル、健康教室、高齢者運転免許証自主返納促進事業、離乳食幼児食講習会、子育て講演会、自殺予防対策事業（ゲートキーパー養成研修）、枚方市ファミリーサポートセンター）。以後、平成31年4月以降、特定健診、各種がん検診等を追加した16の事業を対象とし、また健康、スポーツ関連のイベント、セミナーについても、各内容に応じてポイント付与を行う等、対象事業の拡大に努めている。 ・平成31年4月には、京阪バスポイントサービスと連携し、京阪バスポイントサービスのICOCA利用者の運賃にポイントを交換できる仕組みを導入した。 ・ひらかたポイントカードの発行数の拡大及び、協力店舗の拡大については、委託事業者である株式会社フューチャーリンクネットワークをはじめ、北大阪商工会議所と連携、協力し、各種イベントでのブース出展、地域での説明会実施等を行い、普及啓発に努めている。	①カード発行数の拡大について 令和3年度（2021年度）末での20万枚発行に向けた広報、周知活動（イベントでの配布等）に取り組む必要がある。ポイント付与対象事業課と連携し、効率的・効果的に広報・配布を行う。各種イベントでのPRブース設置や特定健診案内封書へのチラシ同封のほか、Web申込によりカードが自宅に届く新たなカード配布方法を検討する。 ②協力店舗の拡大について 令和3年度（2021年度）末での協力店舗数400店に向け、事業者への周知、協力依頼に取り組む必要がある。委託事業者、北大阪商工会議所と連携し、拡大エリアを決めた戦略的な店舗拡大策等を検討、実施する。 ③ポイント付与事業等の拡大について 付与事業の対象となる世代や範囲が狭く、事業数も少ないため、まとまったポイントが貯まりにくい。健康福祉やスポーツ分野等の対象事業を追加するとともに、関西医科大学健康科学科との連携による歩数計アプリを活用したポイント付与事業の実施を目指す。 【拡充（令和2年度9月補正）】 ■現在、非接触型ICカードを使用したシステムで運営。しかし、カード作成やカード読み取り端末のコスト負担が大きく、カード普及や協力店舗の拡大、制度魅力向上のマイナス要因になっている。そこで、委託契約期間が残り2年度ある現時点において委託料の年度別割り振りを変更することで、現在急速に発展したQRコードを用いたシステムへの改修（アプリ化）を行い、事業活性化の基盤を整えるもの ■ひらかたポイント制度の課題 ①ポイント制度において付与されるポイント総量が少ない※市の付与事業が少ない（特に、働き世代や子育て世代への付与事業が少ない） ②ICカードを使用するシステムであるため、カード作成費用や専用端末の費用負担が重い ③現時点では協力店舗に端末の負担を求めているが、当初計画どおり負担を求めると協力を得ることが困難。また、市による肩代わり負担継続も困難 ④ICカードを使用するシステムであるため、協力店舗やポイント付与対象となるイベント運営者によるポイント付与・利用処理作業の効率化が困難 ■ひらかたポイント制度の改善に向けた取り組み ①枚方市による積極的なポイント付与による事業効果の向上（付与事業選定） 【例】・高齢者ICT利用アンケート調査協力へのポイント付与・ウォーキングアプリ事業開始・ポイント付与対象事業の拡大【食事（ヘルシーメニュー等）・スポーツ運動・健診（予防接種、乳幼児健診、歯周病健診、住民健診等）を3本柱とし、移住・出産・持ち家など人口増密分野のほかマイナンバーカード取得、アダプトプログラム、狂犬病予防注射などインセンティブ効果を期待する事業を付与対象に】 ②ポイント付与者の拡大検討【例】・協力店舗、来場（来店）ポイント型協力事業者等の拡大（健康経営企業がポイント付与者となり従業員へポイント付与など） ③協力店舗の業態・店舗数等の拡大によるポイント利用先の魅力向上 ④委託仕様の見直し・委託料の年度別割り振りの変更によるアプリ化改修実施 ■アプリ化のメリット ・QRコードを使用したアプリシステムでは、利用者・協力店舗自身のスマホ利用を原則。QRコードはICカードに比べて低コストで、スマホ搭載のカメラ機能で読み取り処理が可能となるため、システムの効率的な運用、協力店舗の拡大・負担軽減が可能。スマホを持っていない人のためにQR印字カードを併用 ・スマホにダウンロードしたアプリによりポイント情報や協力店舗状況等を提供できるようになるので、利用者の利便性が向上。市が提供する様々なアプリ型行政サービスとの連携が強化 ■アプリ化改修の判断について ・委託契約期間を2年度残す現時点であれば、期間内の経費の振り替えにより、必要経費をまかなえる ・高齢者のICT利用に関するアンケート調査への協力者に対するひらポ付与に伴う多数の新規カード発行において、システム変更への対応（ICカードへのQRシールの貼付）を並行させることができる ■アプリ化に向けて必要な作業 ※令和3年1月から周知・移行準備。4月からアプリ完全移行 【システム運営事業者】新システムの開発・システム移行、協力店舗に対するシステム変更の周知・対応体制構築、利用者に対するシステム変更の周知・対応、【協力店舗】新システムへの対応体制の準備、【利用者】ひらポアプリのダウンロード（アプリ利用者）・QR印字カードへの切替（アプリ非利用者）	①カード発行数の拡大 ②協力店舗の拡大 ③ポイント付与事業等の拡大 【拡充（令和2年度9月補正）】 4月からアプリに完全移行。①アプリダウンロード数及びカード発行数の拡大②協力店舗・ポイント付与者の拡大③令和2年度に選定した新規ポイント付与事業の開始及び付与事業の更なる拡大に取り組みながら④令和3年度における事業実績やポイント事業をめぐる社会状況を踏まえ、枚方市ポイント事業の効率的運営による継続発展、キャッシュレス決済の拡大・スマート行政構築の取り組みと連携した民間サービスポイント事業への統合といった選択肢について、比較検討を行う。	令和3年度の比較検討結果に基づいて実施	令和3年度の比較検討結果に基づいて実施			83665		

●推進計画2. 市民による活発なまちづくり活動を支援します

事業名	事業区分	位置付け	担当部名	担当課名	査定結果	査定説明	事業の内容					概算事業費（千円）	
							概要	具体的な取り組み					令和2年度～令和5年度
								令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
おくやみ手続き窓口運営事業	新規	①	市民生活部	市民室	【○】B	<p>実施に向けては、実施体制や人員体制について、対象者の状況を正確に分析したうえで、市民に寄り添った窓口となるよう再度協議すること。</p> <p>○おくやみ手続き窓口での処理主に経由事務（一律の判断で申請書を受付、担当課へ送付する）について、おくやみ手続き窓口で処理を完結する。また、郵送申請にも対応する。 【年間処理見込み件数】 3,700件 ○担当課との連携 該当手続きの抽出にあたり、おくやみ手続き窓口と担当課で情報連携を行い、スムーズに情報収集を図る。 また、おくやみ手続き窓口で完結しない業務について、担当課職員におくやみ手続き窓口に来てもらうか、連携して担当課へ案内する等、スムーズな業務遂行を図る。 ○窓口予約システムの活用 予約時に故人及び届出人の情報を収集し、事前準備を行うことで混雑を解消し、3密を回避する。 ○窓口支援システムの活用 故人に関する情報について質問し、回答内容に応じて詳細に該当手続きを抽出し、関係帳票を出力する。また、ホームページ上でも公開し、必要な手続きを自宅でも検索できるようにし、郵送による手続きも案内する。</p>	おくやみ手続き窓口の開設及び運営		おくやみ手続き窓口の運営及び委託に向けての準備	おくやみ手続き窓口の運営（委託）	→推進	18,605	
行政運営調整事務	拡充	①	総合政策部	企画政策課	【○】B	<p>市の課題解決に向けて、民間事業者のアイデアを活用できる仕組みとなるよう引き続き取り組みを進めること。</p> <p>・新規施策を進めるうえでの調整、庁内が横断的に取り組む施策に係る協議等への参画・調整などを行う。 ・庁内において定住促進・人口誘導に係る検討を進め、対応策をまとめる。 ・シティプロモーション推進プラットフォームの構築・運営・施策開発を行い、市の課題を企業・大学等との公民連携により解決する。 ・国の緊急対策交付金事業の活用を行う。 ・議会答弁のとりまとめについては、各定例会において、各議員からの質問に対する答弁の調整、とりまとめを行う。 ・こども夢基金に関する確かな活用を行う。 ・都市経営会議、総務部門会議、計画会議、戦略会議の開催 ・事務連絡協議会（理事者会議・部課長連絡会議）の開催 ・市長公約事業の進行管理 ・「部の運営方針」の策定 ・事務概要の作成</p> <p>【拡充（令和2年度9月補正）】 公民連携を推進するため、「シティプロモーション推進プラットフォーム」から「公民連携プラットフォーム」に名称変更するとともに、企業・大学等からの公民連携に関する相談や提案に関する一元化した窓口として位置付ける。 「公民連携プラットフォーム」において提案を求める課題については、各事業担当課からの案件提出に加えて、政策マーケティング等に基づき総合政策部から市の重要課題に関する案件を抽出する。 市の重要課題に関する提案については、提案された公民連携事業の実施にあたって必要に応じて市からの負担金の支出を行う。</p>	<p>・新規施策を進めるうえでの調整、庁内が横断的に取り組む施策に係る協議等への参画・調整などを行う。 ・庁内において定住促進・人口誘導に係る検討を進め、対応策をまとめる。 ・シティプロモーション推進プラットフォームの構築・運営・施策開発を行い、市の課題を企業・大学等との公民連携により解決する。 ・国の緊急対策交付金事業の活用を行う。 ・議会答弁のとりまとめについては、各定例会において、各議員からの質問に対する答弁の調整、とりまとめを行う。 ・こども夢基金に関する確かな活用を行う。 ・都市経営会議、総務部門会議、計画会議、戦略会議の開催 ・事務連絡協議会（理事者会議・部課長連絡会議）の開催 ・市長公約事業の進行管理 ・「部の運営方針」の策定 ・事務概要の作成</p> <p>【拡充（令和2年度9月補正）】 「シティプロモーション推進プラットフォーム」から「公民連携プラットフォーム」に名称変更し、公民連携に関する窓口の一元化について周知を行う。 「公民連携プラットフォーム」を運用して、企業・大学等からの相談・提案を随時受け付け、公民連携による市の課題解決に向け調整を行う。 こども夢基金を財源として活用し、市の重要課題に関する提案募集の試行運用を行う。（負担金については提案募集する課題を検討したうえで、12月補正予算で予算化予定）</p>	→推進	→推進	→推進	→推進	0	

- 【○】A 概ね事業内容のとおり承認するもの。
- 【○】B 事業内容等についての一部修正など、条件付きで承認するもの。
- 【庁内協議】C 担当課において、課題等を調整し、事業案について関係部課との庁内協議を行ったうえで事業承認の可否を検討するもの。

※事業の内容については担当課へ、査定については企画政策課へお問い合わせください。
 ※予算査定については財政課へお問い合わせ下さい。
 ※組織一覧(問い合わせ先)はこちらから

【関連情報】
 ※第2期実行計画<令和2年度～令和5年度>はこちらから

※各室部局の予算要求や予算査定状況はこちらから

※「第5次枚方市総合計画」はこちらから